相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区尾山台三丁目一〇番地七、最後の住所横浜市青葉区あざみ野三丁目二番地あざみ野団地九棟一〇三号
被相続人　亡　獅子倉教之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
横浜市戸塚区戸塚町一二一番地　大川原ビル四階
相続財産管理人　弁護士　樋口　華恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市鴨居二丁目五一番、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目五一番七号
被相続人　亡　西條　智枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
神奈川県横須賀市田戸台二七番地
相続財産管理人　弁護士　川瀬冨士子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市日之出一丁目二一八番地、最後の住所福井県福井市日之出一丁目八番二五号ファミール大手町四〇四
被相続人　亡　内田　泰嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
福井市春山一丁目八番二号
相続財産管理人　弁護士　宮本　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市下平三八五一番地四、最後の住所長野県上伊那郡宮田村一〇〇番地五三
被相続人　亡　小出　謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
長野県佐久市岩村田一八七二番地一三
相続財産管理人　弁護士　川島　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区郷前町二丁目四三番地、最後の住所名古屋市中村区郷前町二丁目四三番地の五
被相続人　亡　早川　鐵男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
名古屋市中区錦三丁目二番一号
相続財産管理人　弁護士　山本　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田中阿達町五番地、最後の住所不明
被相続人　亡　村上　爲彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
長野県伊那市境一〇四七番地　中村ビル
相続財産管理人　弁護士　平島　史彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市清川二八一番地、最後の住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田三九二五番地六
被相続人　亡　大塚　朝士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
長野県佐久市岩村田一八七二番地一三
相続財産管理人　弁護士　川島　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区郷前町二丁目四三番地、最後の住所名古屋市中村区郷前町二丁目四三番地の五
被相続人　亡　早川　鐵男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
名古屋市中区錦三丁目二番一号
相続財産管理人　弁護士　山本　琢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田中阿達町五番地、最後の住所不明
被相続人　亡　村上　爲彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区清閑寺山ノ内町一二番地、最後の住所京都市伏見区日野西川頬四番地七
南山城学園
被相続人　亡　山本　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
事務所京都市中京区寺町二条西入ル　弘希ビル二階・三階
相続財産管理人　弁護士　吉田　瑞希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区道頓堀一丁目一〇番地乙、最後の住所大阪府羽曳野市学園前六丁目一番一号
被相続人　亡　浪花　康雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区立売堀三丁目五八番地、最後の住所大阪市東住吉区住道矢田一丁目六番一〇号グループホームはなの街
被相続人　亡　藤本　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号　小林功武法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　あや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市大字伊藤田三四四四番地、最後の住所北九州市門司区白野江三丁目五番一七号
被相続人　亡　阿部　裕行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日ひびきビル三階　弁護士法人向原・川上総合法律事務所北九州オフィス
相続財産管理人　弁護士　川上　修

債権申出の公告

当社は、平成二十五年十月二十八日奈良地方裁判所の破産手続開始決定により解散し、平成二十六年六月四日、破産手続が終結しましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十六年六月十九日、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日
奈良市東九条町五六六番地の五
産興株式会社
清算人　弁護士　嶋岡　英司
連絡先　奈良市登大路町五番地修徳ビル一階　登大路総合法律事務所

第57期決算公告

平成26年7月28日　大阪市平野区背戸口四丁目9番11号
株式会社正英製作所
代表取締役　鯏　正太

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,404,764	流動負債	1,474,425
固定資産	1,474,111	固定負債	709,727
		株主資本	696,381
		資本金	88,000
		資本剰余金	3,600
		資本準備金	3,600
		利益剰余金	604,781
		利益準備金	18,400
		その他利益剰余金	586,381
		（うち当期純利益）	(20,861)
		評価・換算差額等	△ 1,659
		その他有価証券評価差額金	△ 1,659
資産合計	2,878,875	負債・純資産合計	2,878,875